○国土交通省農林水産省告示第一号

農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）第五十七条第一号及び農住組合法施行令（昭和五十六年政令第百七十号）第十一条第一号の規定に基づき、昭和五十六年国土交通省農林水産省告示第一号（農住組合法及び同法施行令の主務大臣が指定する金融機関等を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月三十一日

農林水産大臣　森山　裕

国土交通大臣　石井　啓一

第一項第二号中「第十条第一項第一号及び第二号」を「第十条第一項第二号及び第三号」に改める。

第二項の次に次の附則を加える。

附　則

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社が同法附則第二十七条第二号に規定する特定業務を営む場合におけるこの告示の規定の適用については、第一項第二号中「農業協同組合連合会」とあるのは、「農業協同組合連合会並びに特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。）」とする。

○経済産業省告示第百十一号

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第三条第四項の規定に基づき、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する基本方針（平成二十二年経済産業省告示第二百三十八号）の全部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月三十一日

経済産業大臣　林　幹雄

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する基本方針

我が国のエネルギー供給事業者によって供給されるエネルギーの供給源の相当部分を化石燃料が占めており、かつ、エネルギー供給事業に係る環境への負荷を低減することが重要となっている状況下において、エネルギー供給事業者が、資源の枯渇のおそれが少なく、環境への負荷が少ない非化石エネルギー源の利用や、化石エネルギー原料の有効な利用を図ることが重要となっている。

エネルギー基本計画（平成26年４月11日閣議決定）においても、安全性を大前提とした上で、エネルギーの安定供給を第一とし、経済効率性の向上による低コストでのエネルギー供給を実現し、同時に、環境への適合を図ることを基本的視点としている。

こうした情勢を踏まえ、エネルギー供給事業者は、太陽光、風力等の再生可能エネルギー源、原子力等の非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に努めることが必要である。

また、国はエネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進を図るための施策を講ずることとする。

この基本方針は、このような認識のもと、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進を総合的に進める見地から必要な事項を定めるものである。

第一　非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用のためにエネルギー供給事業者が講ずべき措置に関する基本的な事項

1　非化石エネルギー源の利用のためにエネルギー供給事業者が講ずべき措置に関する基本的な事項

エネルギー供給事業者が行う事業ごとに、非化石エネルギー源の利用のためにエネルギー供給事業者が講ずべき措置に関する基本的な事項を示す。

⑴　電気事業者

非化石エネルギー源の利用のために電気事業者（電気事業法（昭和39年法律第170号）第２条第１項第３号に規定する小売電気事業者、同項第９号に規定する一般送配電事業者及び同法第27条の19第１項に規定する登録特定送配電事業者をいい、それぞれの小売供給に係る部分に限る。以下同じ。）が講ずべき措置として、電気事業者は次に掲げる事項に取り組むこととする。

①　電気事業者は、平成42年度において供給する非化石電源（エネルギー源としてエネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）第２条第２項に規定する非化石エネルギー源（以下単に「非化石エネルギー源」という。）を利用する電源をいう。）による発電量（他の者から調達した電気の量を含み、他の電気事業者に供給した電気の量を除く。以下同じ。）の、供給する全ての電源による発電量に対する比率（以下「非化石電源比率」という。）を電気事業（電気事業者の行う小売供給に係る事業をいう。以下同じ。）全体として44％以上（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第５条第１項に基づく「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」（平成21年経済産業省告示第66号）に定める電力供給業におけるベンチマーク指標（以下「火力発電効率指標」という。）の目指すべき水準の達成と併せて、結果として、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成18年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第２号）第20条の２に規定する調整後排出係数では電気事業全体として0.37kg—CO_2／kWhに相当するもの）とすることを目標とすることとする。なお、本目標（以下「非化石電源目標」という。）の達成に当たっては、共同による達成を妨げない。

②　電気事業者は、非化石電源の導入に資するよう、火力発電効率指標の達成状況を参考に、高効率な火力発電による供給（他の者からの調達を含む。）に努めることとする。

⑵　熱供給事業者

太陽熱、大気中の熱、河川水等の水中の熱、雪氷熱、地中熱、木質バイオマス、廃棄物（化石燃料に該当するものを除く。）等の非化石エネルギー源の導入に取り組むこととする。

⑶　ガス事業者

①　ガス事業者は、安定供給並びにバイオマスから発生したガス（以下「バイオガス」という。）の賦存量及び経済性等の制約も留意しつつ、バイオガスの導入によるガス供給を拡大するよう取り組むこととする。

②　ガス事業者は、バイオガスの購入要領を策定、公表する等、バイオガスを供給用のガス導管に受け入れるための環境整備に取り組むこととする。

③　ガス事業者は、バイオガスの利用推進のため、バイオガスを効率的に発生させる技術の開発及び精製設備、貯蔵設備等の技術の向上に取り組むこととする。